



旭川市立旭川小学校

学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

【目 次】

はじめに

I	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2	いじめの理解	…	2
II	学校が実施するいじめ防止等の取組	…	5
1	本校のいじめの実情及び本年度の目標（指標）		
2	児童が主体となった取組の推進		
3	学校いじめ対策の設置	…	6
4	いじめ防止の取組	…	7
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	8
6	いじめへの対処		
7	いじめの解消	…	1 1
8	いじめの重大事態への対応	…	1 3
9	いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携		
1 0	インターネットを通じて行われるいじめへの対処、	…	1 4
	保護者との連携		
1 1	学校いじめ防止プログラム	…	1 5

<別紙>

資料① いじめ発見・見守りチェックリスト

資料② 主な相談窓口

資料③ 警察と連携した「いじめ問題」への対応

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

本校では、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。このような認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導していきます。

いじめの問題は、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者とその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

なお、本基本方針において、「学校」とは、旭川市が設置する学校を、「児童」とは、その学校に在籍する児童をいいます。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。

例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。(別紙 警察と連携した「いじめ問題」への対応)

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

※1 自己有用感：他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。

2 自己肯定感：「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童（生徒）が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童（生徒）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び令和5年度の目標（指標）

前年度における『いじめ把握アンケート』調査等から、いじめの認知件数は61件でした。その態様は、

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 26件
- 仲間はずれ、集団による無視をされる 3件
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、蹴られたりする 39件
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする 1件
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 3件
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 11件
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 1件

というものでした。

また、「いじめの把握のためのアンケート調査（5月、10月、2月実施）」において、「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と回答した児童の割合は、ともに100%でしたが、「嫌な思いをしたとき、だれにも相談しない」と回答した児童の割合は、どの調査においても約6%と、一人で悩みを抱え込んでいる児童が一定数いることが明らかになりました。

本年度も引き続き「いじめはどんな理由があっても許されないこと」を毅然とした態度で行動できる児童の育成を通して「いじめゼロ」を目指します。また、「児童が悩みや心配ごとなどをいつでも相談する人がいる」と回答する児童の割合100%を目指して、児童の心に寄り添うことができるよう、教師との日常生活の中でのかかわりを充実させ信頼関係の構築に努めます。

さらに、学校いじめ対策組織で指導体制をつくるとともに、事案について保護者への説明、旭川市教育委員会との連携、今後の指導方針（担任は・学校として・保護者へのお願い事項）を全教職員で検討し、解消にいたることができました。しかし、いじめ根絶に向けて、今後も未然防止の観点から、指導方針に基づいた取組を継続します。

2 児童が主体となった取組の推進

本校は、いじめはどの児童にも起こり得るものとの認識の下、全ての児童を対象に、学校全体でいじめの未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組みます。児童会活動を中心に、いじめ問題等について話し合い、縦のつながりや学年同士の横のつながり等を考えた遊び等を考えます。

- (1) 児童自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を中学校の生徒会と連携を取りながら、児童会が中心となって企画します。
- (2) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- (3) 児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。
- (4) 児童版いじめ防止基本方針を策定し、児童のいじめに対する理解を深めます。

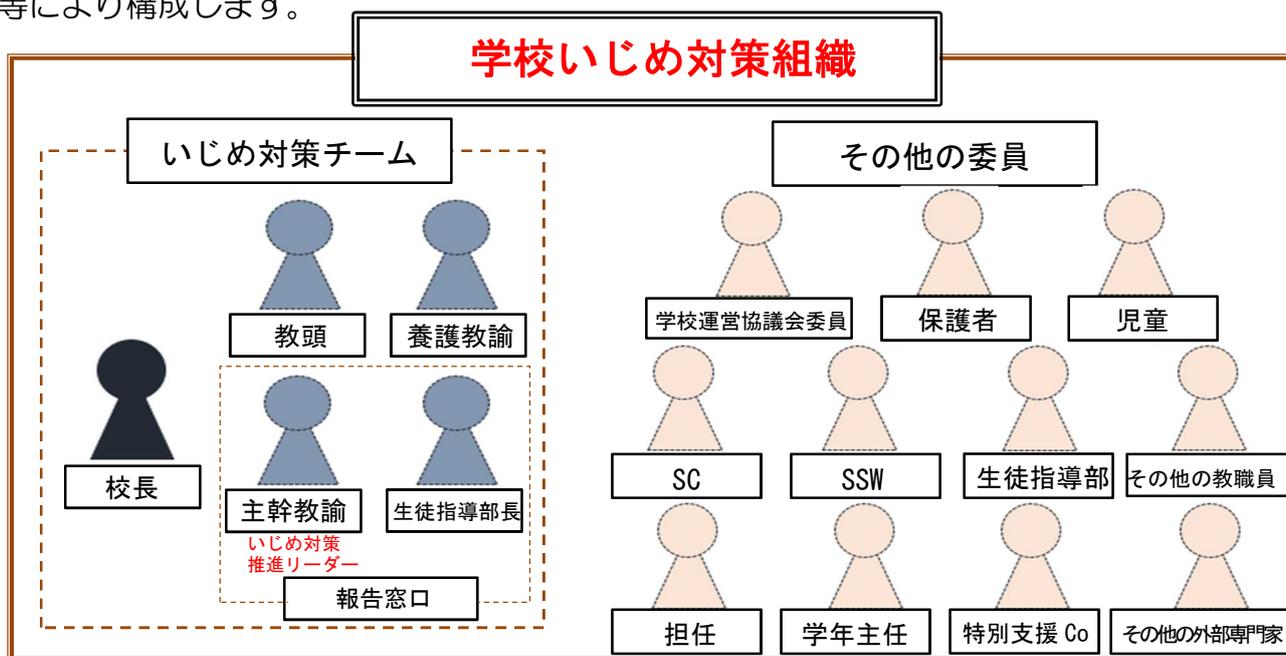
＜旭川小学校・旭川中学校での取組＞

- 「いじめノックアウト宣言」によるいじめ撲滅に関わる授業を合同で実施します。
- 情報モラルやアウトメディアなど、ルールの共通化について、児童会と生徒会で話し合います。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。本校の複数の教職員や必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成します。



SC:スクールカウンセラー SSW:スクールソーシャルワーカー

(2) 学校いじめ対策組織の役割

①学校いじめ対策組織

全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制及び事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制を整備します。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
【全教職員・保護者・学校運営協議会委員】
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
【管理職・主幹教諭・生徒指導部長・学級担任・学年主任】
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
【主幹教諭・生徒指導部長】
- いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
【いじめ対策チーム・学級担任等】
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割【生徒指導部長・主幹教諭・学級担任・SC等】
- いじめを受けた児童生徒に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割【生徒指導部・学級担任】
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施する役割【生徒指導部長】
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直しを行う役割【管理職・主幹教諭】
- 「学校いじめ対策組織」による会議を含め，学校いじめ対策組織会議の内容を記録し，整理・保管する役割【生徒指導部】

②「いじめ対策チーム」

「いじめ対策チーム」は学校いじめ対策組織内に設置します。管理職や主幹教諭，生徒指導部長，養護教諭などで構成し，組織的な対応の中核として機能いたします。

「報告窓口」…他の教職員からの報告いつでも受けられるよう，主幹教諭と生徒指導長があたります。

「集約担当」…報告を集約し，その後の対応をコーディネートします。

4 いじめ防止の取組

学校は，児童がいじめに向かわないように，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また，学校は児童に対して，傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。学校は，いじめの防止のため，次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議

や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
 - 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
 - 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
 - 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実
 - 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
 - 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
 - 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

※取組の具体

- ・CAP あさひかわによる人権教育プログラムの活用
- ・生命（いのち）の安全教育の活用
- ・SNS の適切な利用に係る学習の活用

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。

- 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。 *資料①「いじめ発見、見守りチェックリスト」、資料②「主な相談窓口」参照

保護者の役割

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次の資料を活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出でこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会に指導・助言を求めるとともに、各学校との緊密な連携の下、対応に当たる。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える事が大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → いじめ対策推進リーダー → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定】（いじめ対策組織会議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SC や関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SC などによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団を作ることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

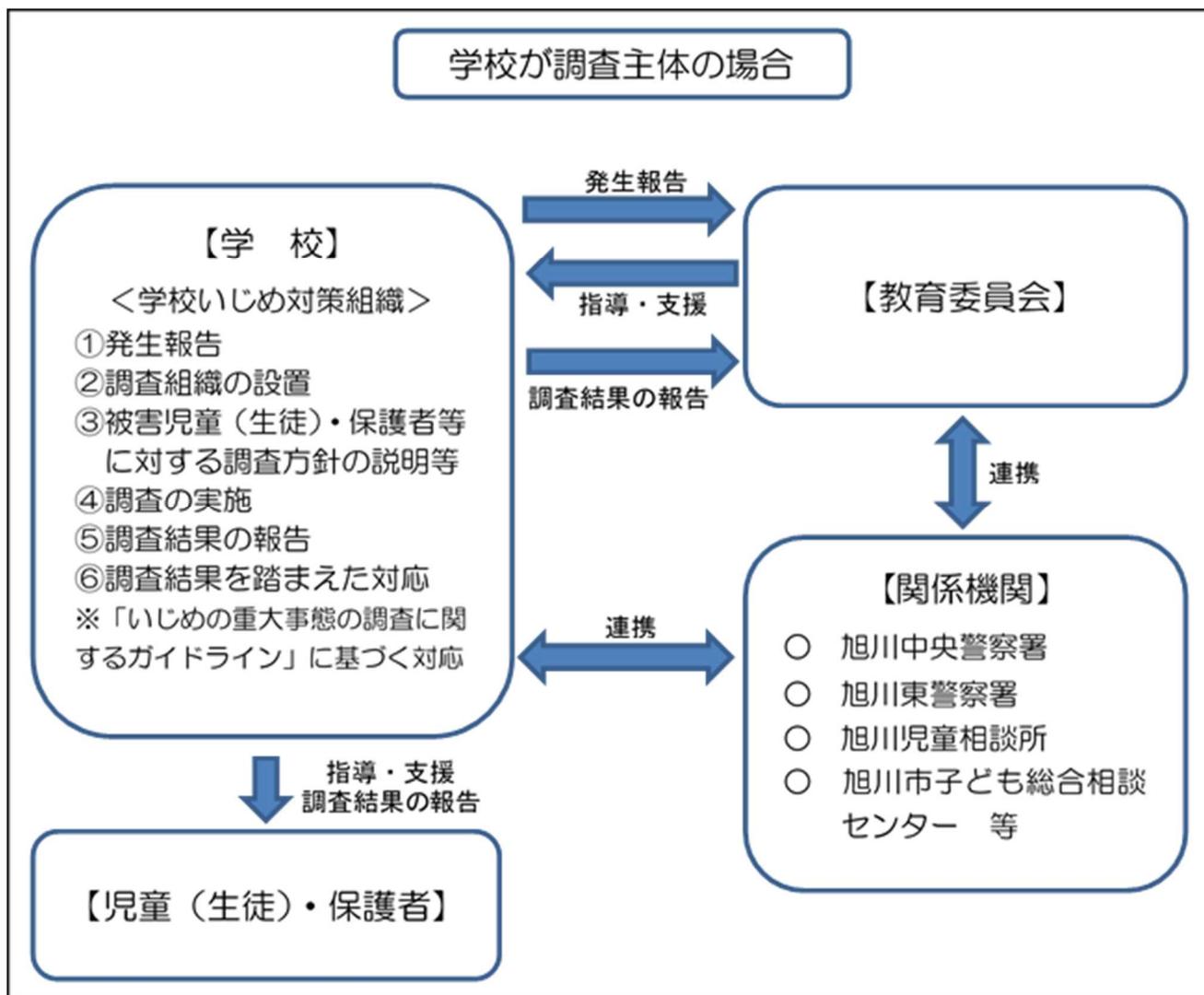
○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA 活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態の疑いが生じた段階で、「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」及び、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って（以下の表を参照）、速やかに対処します。

- 学校は、重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始し、速やかに教育委員会に報告することで、情報を共有・相談していく。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校は，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく，取組の実施や具体的な年間計画（旭川小学校いじめ防止プログラム）の作成→実施→検証→修正に当たっては，保護者や児童会代表児童，地域などの参画を得て進めるように努めます。
- いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者），スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えて対応します。
- 民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的，計画的に情報モラル教育（11月→全学年で実施予定）を進めるとともに，保護者への情報提供や啓発に努めます。必要であれば，適宜，資料や関係機関を活用して情報モラル教育の充実に努めます。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。
- PTAと連携しながら，適時，旭川小学校児童の実態把握を行い，情報機器に関するトラブルの未然防止に努めます。

保護者の役割

- 保護者は，その保護する児童の発達の段階を踏まえ，児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童生徒が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は，その保護する児童にSNSの利用を認める場合は，自他の個人情報を公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

1 1 学校いじめ防止プログラム

4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・学校HPでの公開 ・児童、保護者への説明 ・組織の役割、事案への対応マニュアルの確認 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○小中合同研修 ○ふれ合い活動の推進 (通年実施) ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ・事例研修① ○市教委いじめ事案報告 (通年随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○旭川市教育委員会主催「いじめ防止対策研修会」参加 ○小中連携会議 ○市教委いじめ問題への取組状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修①(事例研) ・自己肯定感や自己有用感を高める指導のあり方 ○いじめ・非行防止強調月間 ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○市教委いじめ問題への対応状況の調査 ○市教委いじめの問題の取組について ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○児童に関する学校間の情報交流(東部地区小学校) ○小中合同研修 ○学校評価(中間) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する取組についての点検 ○学校ネットパトロール (毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明けの児童対応 ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○小中合同研修 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○学校ネットパトロール (毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会 (通年随時) ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○市教委いじめ問題への対応状況の調査 ○小中連携会議 ○教育相談②
<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針(児童版)の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会本部を中心に検討、周知 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○全学級道徳科「生命尊重」授業実施 ○いじめ相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとの実施 ○旭川中学生徒会との連携 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒アンケート調査① ○ストレスチェック① ○教育相談① ○いじめ・非行防止強調月間①「情報モラル教室の実施」 ○旭川中学生徒会との連携 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○ネット安全教室の実施 ○生活委員会による「いじめ根絶標語コンクール」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会による異学年交流 ○旭川中学生徒会との連携 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会による取組
<ul style="list-style-type: none"> ○参観日・保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○自宅確認 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○個人懇談①の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教室への保護者参加の呼び掛け ○あさひやま学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・生徒指導部だより「心のアンテナ」 ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○中間の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談②の実施

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期の重点的な取組 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○小中合同研修 ○中学校との連携・授業参観等 ○学校ネットパトロール(毎月実施) ○校内研修・事例研修② 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○児童に関わる学校間の情報交流(東部地区小学校) ○校内研修・児童理解研修②(事例件) ○いじめ・非行防止強調月間 ○学校ネットパトロール(毎月実施) ○市教委いじめ問題への取組状況の調査 ○市教委いじめ問題への対応状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○学校評価(年間) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する取組についての点検 ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応協議 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組についての点検・評価 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○児童に関わる学校間の情報交流(東部地区小学校) ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○学校いじめ対策委員会(通年随時) ○校下小中学校との連携・進学に伴う情報交換等 ○学校ネットパトロール(毎月実施) ○市教委いじめ問題の取組について
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強調月間② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中の連携した取組 ○各種調査の実施・ほっとの実施 ○「生命(いのち)の安全教育」授業実施(1・3・5年) ○SNSの適切な利用に係る学習実施(2・4・6年) ○CAPあさひかわによる人権教育プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒アンケート調査② ○ストレスチェック② ○教育相談② ○児童会による異学年交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習②(学級活動・道徳の時間) ○旭川中生徒会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会ボランティア活動 ○旭川中生徒会との連携いじめノックアウト宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒アンケート調査③ ○ストレスチェック③ ○教育相談③ ○旭川中生徒会との連携 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組についての説明 		<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関する協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等

【資料①】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	児童氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。……………	〔 〕

授業や給食の様子	児童氏名
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………	〔 〕

清掃や放課後の様子	児童氏名
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で少年団の準備や後片付けをしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 少年団を休み始め、急に少年団を辞めたいなどと言出す。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 少年団の話題を避ける。……………	〔 〕

主な相談窓口（小学生）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528506（こんにちほコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ぜろぜろななのひゃくとおぼん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康LINE相談（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00~22:00
日曜日 17:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



（裏面につづく）

◆**児童相談所虐待対応ダイヤル「189」**（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆**チャイルドラインほっかいどう**（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日16:00~21:00（12/29~1/3除く）

◆**少年サポートセンター「少年相談110番」**（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆**性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】**（北海道 札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日10:00~20:00（土日祝 12/29~1/3除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆**こころの電話相談**（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日9:00~21:00 土日祝10:00~16:00

◆**北海道いのちの電話**（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆**北海道ヤングケアラー相談サポートセンター**（北海道保健福祉部）

<電話番号>

0120-516-086（電話）

<受付時間>

平日8:45~17:30

<メール等>

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/ebetsu.carer（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆**スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。**

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立旭川小学校

TEL 0166-36-1018

警察と連携した「いじめ問題」への対応

旭川市立旭川学校 令和5年3月

学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応について、お知らせします。

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて、けがをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	自転車を壊す。 制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散する

(刑法第 222 条)	と脅す。
名誉毀損, 侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援, 加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。

特に、SNS やオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□ 旭川市立旭川小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、「学校いじめ対策組織」担当の久保です。また、担当者のほか、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮なくご相談ください。

□ 学校は、いじめに関する相談について、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 0166-36-1018 (学校代表電話)